

広報かみだ

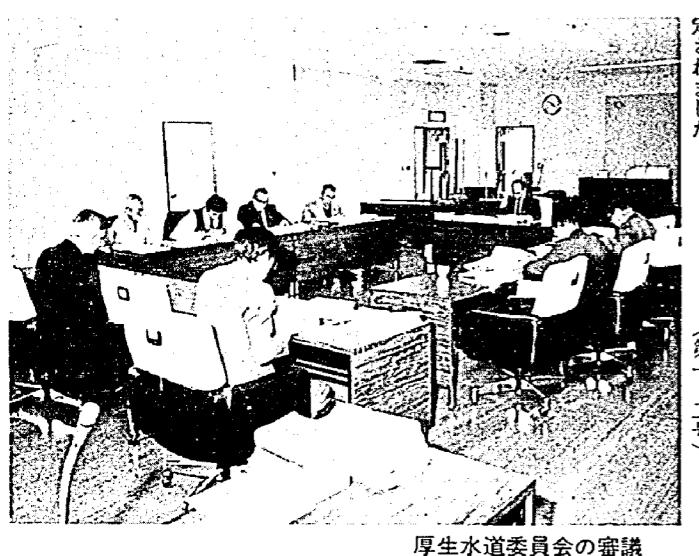
1/1

No. 394

毎月 1日・15日発行

□発行 新潟県亀田町役場 □(31)-2111(代) □編集 企画課





厚生水道委員会の審議

田舎会の十二月定期例会は
十二月三日から十五日まで
行われ、昭和六十一年度角
田町一般会計歳入歳出決算
認定などの議案が提出され
ました。

町議会十二月定例会

六十一年度決算の認定など

九

十歳になつたら

成人を迎えるみなさ
ん、おめでとうございます
いよいよ名実ともに、社会
人として一人立ちするこ
とになりました。

若いみなさんには、ちと
つぱり不安もあるでしょう
が、それ以上に希望に輝く
未来があります。

多くのみなさんは、やが
て結婚し、子どもが生まれ
て一つの家庭を築きあげて
いくことになるでしょう。

そして、子どもの成長を
見守りながら、いつしか年
を重ねていくことでしょう
が、その道のりは長く老後
は遠い先のことと違いあり
ません。

しかし、若いみ
も老後は確實に訪
す。しかもそれは
は想像もつかない
です。
老後の備えは、二
一クとして、いま
していかなければ
ん。
現在わが国では、
金制度といって、「
住する二十歳以上
未満の人はすべて
に加入することに
ます。ただし、厚
共済組合に加入し
は、すでに国民年
号被保険者となつ
ので、改めて手続

なさんに
れてきま
、現在で
高齢社会
基礎年
から準備
なりませ
ライフワ
ー
国内に居
六十歳
国民年金
なつてい
生年金や
ている人
金の第二
きする必
てています

要は
國もつて
的年々
お互い
足し合
慮の事
その金
成り成
ん、二
ませ
の第
さい。
なま
ことと
におい

あります。民年金は、手帳で、年金を受取るための手帳です。

は、国が責任を
ていく制度公
です。加入者が
険料を負担し合
わざに国庫負担を
老後や万二不
のつたときに、
と支えていく社
の仕組みです。
えられるみなさ
になつたら忘れ
並の手続きをす
るは社会人として
詰み出してくだ
さい。

明けましておめでとうございます。

昭和 63 年 元 日



新しい年を迎えて皆様がたのご健勝と、繁栄をお祈りいたします。

亀田町も住民の方々のご努力によりまして順調に伸展いたしております。まことにご同慶のことと存じます。さきに計画いたしました亀田工業団地も立派に完成いたしまして既に十九社が操業を開始され、亀田町の面目を新たにいたしました。

あけましておめでとうございます。

昨年五月、町議会において議長の重責を負うことになり、いまさらながら、その使命の重大さを痛感いたしております。

その後、町議会の円滑な運営と、町政発展のため努力をしてまいりました。幸い皆様がたのご理解と援か

たが、更に今年には残りの殆どが操業される計画になつており、今後の町発展のため大きく寄与されるものと期待いたしております。改めて関係各位のご協力に対しまして厚く御礼申し上げます。地域の環境整備をめざし、亀田郷土地改良区関係三市町村で推進してまいりました県営灌水防除事業も順調に進み四年目を迎

新年のごあいさつ

中
林

中林一男

での年でありました。
しかし、町では皆様がたのご協力により、公共下水道の整備、教育施設の整備、道路の整備・舗装など、発展する町づくりの基盤とも言うべき多くの事業が進められたことは、ご同慶に堪えないと存ります。また長年の継続事業である

が国道四十九号線まで延長し、さらに東北横断自動車道など、高速交通網の整備等によって急速な都市化が進められる中において、なお、解決を迫られる課題も山積みしているところであります。

一方、急激な高齢化社会が進む中で、老人福祉対策にどう対応すべきかなど、国、地方行政一本となつて

財政困難な状況を乗り越え
「住みよい町づくり」のため
め、一層の努力を傾注して
まいりたいものと思います。

小池 元子さん（袋津四）
昭和一五年生れ

たつ年生れの年男・年女 今年の抱負は?

自由な判断で責任ある一票を

一月二十四日は町長選挙の投票日

選挙の告示日：一月十九日

投票時間：午前七時から午後六時

任期満了に伴う亀田町長選挙が、一月二十四日に執行されます。

これから四年間、町政をゆだねる身近な選挙です。

それだけに、誰もが関心をもたなければなりません。

すべての有権者がよく考え公正な立場で投票を行いましょう。

投票できる人



責任ある一票を

△住所要件

このたびの選挙は、一月十八日を登録基準日に決定しました。したがって、そ

△年齢要件

三ヶ月以前（昭和六十二年十月十八日）に、亀田町に住民登録の届出をされた方は選挙権があります。

△年齢要件

なお、選挙当日（一月二十四日）までに他市町村へ転出した方は、本町に住所を有しないので選挙権はありません。

昭和四十三年一月二十五日以前に生まれた人。ただし禁治産者、禁固以上の刑に処せられ執行中の者、また選挙違反をおかし、公民権停止者は除かれます。

△町内転居の人

十二月二十五日以降町内で転居した人は、前の住所地の投票所で投票してもらいますので、入場券を確認のうえ、まちがいのないようにしてください。

投票のしかた

町長選挙の投票は記号式です。（不在者投票は從前方法）投票用紙に候補者の氏名が印刷してありますから、投票所に備えつけてある記号印の「○印」で、

「一一〇番の日」です



公衆電話の種類別
一一〇番のかけ方
◎赤・ピンク電話

登録者数および区別投票所

選舉登録日 昭和62年9月2日現在

投票区	投票所	登録者数	関係する区域
第1投票区	亀田第1保育園	2,658	6.7.8.9.10.18.19.20.24.26.48区
第2投票区	亀田第2保育園	2,965	11.12.14.15.16.17.54区
第3投票区	亀田町民会館	1,860	21.22.23.25.39区
第4投票区	亀田第3保育園	2,261	27.28.29.30.31.37区
第5投票区	日水栄徳寺保育園	1,968	36.40.41.42.49.50区
第6投票区	早通小学校	1,607	43.44.45.46.47.57区
第7投票区	亀田第4保育園	2,937	1.2.3.4.5.13.52.53区
第8投票区	袋津保育園	2,088	32.33.34.35区
第9投票区	亀田第5保育園	1,225	51.59区
第10投票区	亀田西小学校	1,656	38.55.56.58区
合計		21,225	

投票用紙の例示

亀田町長選挙投票印
○をつける欄
候補者氏名
夏希川太郎
次郎

投票しようとする候補者一人についてその氏名の上に○をつけること。

○のほか何も書かないこと。

注意

投票用紙の上に○をつけること。

○のほか何も書かないこと。

注意

投票しようとする候補者一人についてその氏名の上に○をつけること。

○のほか何も書かないこと。

注

